

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	松伏町 新市街地整備課	TEL	048-991-1858
		〒343-0192	FAX	048-991-9092
		松伏町大字松伏2424	E-mail	kaihatsu-m@town.matsubushi.lg.jp
	建築確認 検査関係 (※①②以外)	埼玉県越谷建築安全センター	TEL	048-964-5295
		〒343-0813	FAX	048-964-6517
		越谷市越ヶ谷4-2-82（埼玉県越谷合同庁舎内）	E-mail	g6452601@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	松伏町 新市街地整備課	TEL	048-991-1806
		〒343-0192	FAX	048-991-9092
		松伏町大字松伏2424	E-mail	kaihatsu-m@town.matsubushi.lg.jp
3	消防法	吉川松伏消防組合 消防本部 予防課	TEL	048-982-3931
		〒342-0016	FAX	048-981-7150
		吉川市大字会野谷481	E-mail	
4	道路 河川	越谷県土整備事務所	TEL	048-964-5217
		〒343-0813	FAX	048-964-6584
		越谷市越ヶ谷4-2-82（埼玉県越谷合同庁舎内）	E-mail	
		松伏町 まちづくり整備課	TEL	048-991-1823
		〒343-0192	FAX	048-991-9092
		松伏町大字松伏2424	E-mail	doboku@town.matsubushi.lg.jp

※ 建築確認・検査関係の範囲

- ① 建築基準法第6条第1項第4号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）
- ② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）
 - ・高さが6mを超え10m以下の煙突
 - ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
 - ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県建築基準法施行条例 ・埼玉県建築基準法施行細則 ・埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例） ・松伏町建築基準法施行細則 ・松伏町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
2	都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・松伏町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 ・松伏町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則 ・松伏町都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・松伏町宅地開発指導要綱 ・松伏町環境保全条例

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）=0.0005 × 標高（m） + 0.28
2	地表面粗度区分	Ⅲ（H12建設省告示1454号第1）
3	基準風速（Vo）	34m/秒（H12建設省告示1454号第2）
4	庁舎所在地の緯度経度	松伏町 東経139° 49′ 北緯 35° 55′ 標高 4.2m～
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。 都市計画図の購入及び閲覧：松伏町新市街地整備課

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	市街化区域全域（防火・準防火地域除く）		
2	建築基準法第49条 に基づく特別用途 地区	根拠条例 なし 問い合わせ		
		区域	主な締結事項	
		なし	なし	
3	建築基準法第57条 の5に基づく高層 住居誘導地区	根拠条例 なし 問い合わせ		
		種類	適用区域	建蔽率の最高限度
		なし	なし	なし
4	建築基準法第58条 に基づく高度地区	根拠条例 なし 問い合わせ		
		種類	適用区域	高さの最高限度
		なし	なし	なし

松伏町

越谷建築安全センター（R6.4.1現在）

（限定特定行政庁／昭和57年4月1日～）

5	建築基準法第59条 に基づく高度利用 地区	根拠条例 なし 問い合わせ <table border="1" data-bbox="419 230 1422 495"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <th>建蔽率の最高限度</th> <th>建築面積の最低限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th colspan="2">壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし	
地区	容積率の最高限度/最低限度															
なし	なし															
	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度														
	なし	なし														
	壁面の位置制限															
	なし															
6	建築基準法第60条 に基づく特定街区	根拠条例 なし 問い合わせ <table border="1" data-bbox="419 618 1422 882"> <thead> <tr> <th>街区</th> <th>容積率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>高さの最高限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし						
街区	容積率の最高限度															
なし	なし															
	高さの最高限度															
	なし															
	壁面の位置制限															
	なし															
7	建築基準法 第68条の2に基づ く 地区計画	根拠条例 松伏町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 問い合わせ 松伏町 新市街地整備課（048-991-1858） <table border="1" data-bbox="419 1050 1422 1337"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域</th> <th>条例で定めている主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉川・松伏工業団地地区</td> <td>建築物用途制限、建蔽率、最低敷地面積</td> </tr> <tr> <td>大川戸砂田地区</td> <td>建築物用途制限、建蔽率、最低敷地面積、建築物の高さ制限、緑化</td> </tr> <tr> <td>松伏・田島地区</td> <td>建築物用途制限、建蔽率、最低敷地面積、建築物の高さ制限、緑化</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	吉川・松伏工業団地地区	建築物用途制限、建蔽率、最低敷地面積	大川戸砂田地区	建築物用途制限、建蔽率、最低敷地面積、建築物の高さ制限、緑化	松伏・田島地区	建築物用途制限、建蔽率、最低敷地面積、建築物の高さ制限、緑化						
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項															
吉川・松伏工業団地地区	建築物用途制限、建蔽率、最低敷地面積															
大川戸砂田地区	建築物用途制限、建蔽率、最低敷地面積、建築物の高さ制限、緑化															
松伏・田島地区	建築物用途制限、建蔽率、最低敷地面積、建築物の高さ制限、緑化															
8	建築基準法 第69条に基づく 建築協定	根拠条例 なし 問い合わせ <table border="1" data-bbox="419 1505 1422 1597"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし										
区域	主な締結事項															
なし	なし															
9	建築基準法第86条 に基づく一団地認 定	<table border="1" data-bbox="419 1648 1422 1733"> <thead> <tr> <th>地名地番</th> <th>団地名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地名地番	団地名	備考	なし	なし									
地名地番	団地名	備考														
なし	なし															
10	建築基準法施行令 第80条の3に基づ く特別警戒区域	1.松伏町ハザードマップ 2.埼玉県河川砂防課ホームページ 区域指定の関係図書は、越谷県土整備事務所及び松伏町総務課にて縦覧できます。														

松伏町

越谷建築安全センター（R6.4.1現在）

（限定特定行政庁／昭和57年4月1日～）

11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画（建築基準法第68条の2に基づくものを除く）	問い合わせ 松伏町 新市街地整備課（048-991-1858）											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区計画</th> <th>地区整備計画で定める主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内前野地区地区計画</td> <td>建築物用途制限、敷地面積、垣・柵の構造、建築物の高さ制限、壁面距離、色彩</td> </tr> <tr> <td>外前野地区地区計画</td> <td>建築物用途制限、敷地面積、垣・柵の構造、壁面距離</td> </tr> <tr> <td>吉川・松伏工業団地地区地区計画</td> <td>垣・柵の構造、壁面距離</td> </tr> <tr> <td>大川戸砂田地区地区計画</td> <td>垣・柵の構造、壁面距離、色彩</td> </tr> <tr> <td>松伏・田島地区地区計画</td> <td>垣・柵の構造、壁面距離、色彩</td> </tr> </tbody> </table>	地区計画	地区整備計画で定める主な事項	内前野地区地区計画	建築物用途制限、敷地面積、垣・柵の構造、建築物の高さ制限、壁面距離、色彩	外前野地区地区計画	建築物用途制限、敷地面積、垣・柵の構造、壁面距離	吉川・松伏工業団地地区地区計画	垣・柵の構造、壁面距離	大川戸砂田地区地区計画	垣・柵の構造、壁面距離、色彩	松伏・田島地区地区計画
地区計画	地区整備計画で定める主な事項												
内前野地区地区計画	建築物用途制限、敷地面積、垣・柵の構造、建築物の高さ制限、壁面距離、色彩												
外前野地区地区計画	建築物用途制限、敷地面積、垣・柵の構造、壁面距離												
吉川・松伏工業団地地区地区計画	垣・柵の構造、壁面距離												
大川戸砂田地区地区計画	垣・柵の構造、壁面距離、色彩												
松伏・田島地区地区計画	垣・柵の構造、壁面距離、色彩												
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし							
区域	主な締結事項												
なし	なし												
13	都市計画区域編入時期	松伏村 昭和41年12月28日	都市計画図										
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 松伏町 新市街地整備課（048-991-1858）											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>地域区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松伏町</td> <td>6地域</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	地域区分	松伏町	6地域							
市町村名	地域区分												
松伏町	6地域												

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 500㎡以上
		都市計画区域（市街化調整区域）	開発区域の敷地面積 0㎡以上
		都市計画区域（非線引き区域）	なし
		都市計画区域外	なし

6. その他の届出等

届出等	対象	時期	提出先
1 高層建築物等の防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物	確認申請の前まで	県建築安全課

松伏町

越谷建築安全センター（R6.4.1現在）

（限定特定行政庁／昭和57年4月1日～）

2	建築物省エネ法	届出	床面積が300㎡以上の住宅	工事着工の21日前まで （※4）	※1
		適合性判定申請	床面積が300㎡以上の建築物(非住宅)	工事着手前（※3）	※1 又は 登録省エネ判定機関
		認定申請	誘導基準（容積率特例）認定又は基準適合（表示）認定を希望する場合	認定種別や特例の時期等により異なる	※1
3	建築物環境配慮制度（CASSBEE埼玉県）	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	越谷建築安全センター
4	福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで	松伏町新市街地整備課（経由のみ）
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで	※1 ただし、土木工事等は越谷建築安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※1
7	低炭素建築物新築等計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※2
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等		工事着工の30日前まで	松伏町新市街地整備課
9	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合		工事着工の前まで	松伏町新市街地整備課
10	埼玉県中高層建築物の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等		確認申請の前まで	松伏町新市街地整備課（経由のみ）
11	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上		確認申請の前まで	※5 越谷環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物		建築事業報告書（中高層建築物）提出時 or 確認申請書提出時	松伏町新市街地整備課（経由のみ）

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 建築基準法第6条第1項第1～3号の建築物：越谷建築安全センター

建築基準法第6条第1項第4号の建築物：松伏町 新市街地整備課

※2 建築基準法第6条第1項第1～3号の建築物：埼玉県 建築安全課（TEL 048-830-5519）

建築基準法第6条第1項第4号の建築物：松伏町 新市街地整備課

※3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※4 民間審査機関による評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合するものに限る。）を提出する場合は3日前まで。

※5 問合せ先：越谷環境管理事務所（TEL 048-966-2311）